

■愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

No	該当箇所							質問内容	質疑回答
	頁	数字	(数字)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		

要求水準書

1	4	2	(1)	ウ				生活支援施設等の整備について、「県から活用用地を取得しない場合は、建替集会所内に整備し、運営を行う。この場合、生活支援施設等整備企業が整備に係る費用を負担するとともに、運営に当たっては、別途県と協議して決定する使用料等を負担すること。」とありますが、集会所を含む生活支援施設等の全てを生活支援施設等整備企業が負担しなければならないこととなりますか。また、使用料等を負担するとは、建物の所有権は貴県にあると理解して宜しいでしょうか。	入札説明書2(1)キ(イ)bに記載のとおり、生活支援施設等整備企業は、県から活用用地を取得しない場合、建替集会所内に整備する生活支援施設等に係る整備費用を負担します。したがって、生活支援施設等部分を除いた建替集会所の整備費用分のみが予定価格に含まれています。また、事業者が整備した生活支援施設部分の所有権は県に帰属するものとします。
---	---	---	-----	---	--	--	--	---	--